

公益財団法人日本レスリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1)・(2)令和4年に策定し公表している。 (https://www.japan-wrestling.jp/wp-content/uploads/2024/12/11%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf) (3)この計画を達成するために、専門委員会の各委員長からヒアリングした上で短期計画として年度毎の事業計画および収支予算を策定し、各委員会および理事会にて審議し承認を得ている。 役員改選に伴い、策定委員会を改めて立ち上げ、現行の中長期計画を年次ごとに見直しを行う予定である。	1.中長期基本計画 2.事業計画書 3.収支予算書 4.中長期計画策定委員会名簿（案）
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1)・(2) 現行の中長期計画において、人材計画についても策定し公表している。 (https://www.japan-wrestling.jp/wp-content/uploads/2024/12/11%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf) (3) 役員改選に伴い、専門委員会の各関係者をメンバーとした策定委員会を改めて立ち上げ、現行の中長期計画の見直しを行う予定である。	1.中長期基本計画 5.役員名簿
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1)・(2) 現行の中長期計画において、財務計画についても策定し公表している。 (https://www.japan-wrestling.jp/wp-content/uploads/2024/12/11%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf) (3) 役員改選に伴い、専門委員会の各関係者をメンバーとした策定委員会を改めて立ち上げ、現行の中長期計画の見直しを行う予定である。	1.中長期基本計画 5.役員名簿 3.収支予算書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の割合は、内規第4条第6項で25%以上とするよう努める旨規定している。 (2) 女性理事の割合は、内規第4条第6項で40%以上とするよう努める旨規定している。 従前より、外部理事と女性理事の割合が低い要因として、各都道府県連盟（ブロック）及び各傘下団体から推薦された理事（15名）が就任する旨定められているため、外部理事及び女性理事の選任を求めることが困難であるという事情によるものであった。そのため、昨年定員数を最大33名に増加させる旨の定款変更をした上で、外部理事18%（6名）、女性理事27%（9名）に増員できた。しかしながら、選考委員会推薦理事の候補者（外部理事候補、女性理事候補）から就任を辞退され、新たな候補者を選任する時間的余裕がなかったことから、本年6月の役員改選の際には新理事が30名となった結果、外部理事10%、女性理事が23%となっている。この点は、選考委員会推薦理事として追加で外部理事及び女性理事を推薦することを検討している。	6.役員候補者選考委員会 7.定款 8.協会内規 5.役員名簿
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1) 外部評議員の割合は、内規第3条第4項で25%以上となるよう努める旨規程している。 (2) 女性評議員の割合は、内規第3条第4項で40%以上となるよう努める旨規程している。 これまで割合が低い要因としては、18名は各都道府県連盟（ブロック）及び各傘下団体から推薦された評議員が就任する旨定められているため、外部評議員及び女性評議員の割合の増加が困難であるという事情による。よって評議員の定員数を増加させることで、外部評議員及び女性評議員の比率を増加させることを検討していたが、理事同様、評議員候補としていた当事者から辞退されたことから、2025年6月の新評議員は全体で22名となり結果、外部評議員の割合が約14%（3名）、女性評議員の割合が14%（3名）となっている。この点については、今後、追加で外部評議員及び女性評議員を推薦することを検討している。	6.役員候補者選考委員会 7.定款 8.協会内規 9.評議員名簿
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 令和7年度末を目途にアスリート委員会規程を改定し、年1回以上の定期開催、アスリート委員会から理事会等に対して答申又は報告を行う定めを設ける予定である。 (2) アスリート委員会名簿記載のとおり、各スタイル（フリー・グレコ・女子）から協議実績等を踏まえてバランスに留意して委員を選任している。 (3) 専門委員長会議を通じて理事会にアスリート委員会からの意見が提案され、天皇杯（2022年12月）、明治杯（2023年6月）の選手向けファミリーチケット導入が実現した実績を有するところ、今後もアスリート委員会と情報交換の上でその意見を反映させていく。	10.アスリート委員会規程 11.アスリート委員会名簿 12.アスリート委員会要望書提出経緯
7	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 現在30名の理事により理事会を構成している。 各選出区分から推薦された理事15名、外部理事3名、理事会推薦12名により、知識や経験・能力を備えた理事が活発な議論を行える機会を設けている。	7.定款 8.協会内規 5.役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 就任に対する規程を設けている。 それと同時に、IFや国内統括団体等の役員である場合に対する特例措置を定めている。	7.定款 8.協会内規 5.役員名簿
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 当協会内規第4条第5項で、「理事は、原則として、その在任期間が10年をこえることのないよう5期を越えて理事に在任することができない」旨定めている。もっとも、この例外に関する規定については令和7年度末を目途に内規を審査基準により適合するよう改定することを予定している。 (2) 就任年数は、内規第4条第5項記載のとおりであって、当協会では在任年数が10年を超えた場合、必要な期間を経過しても理事に選任できない旨定められている。	8.協会内規 13.再任・在任入り役員名簿 14.選考委員会の議事録
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 令和7年6月の改選の際、理事3名につき例外措置を適用した。 例外措置を適用することとした理由は、候補者選考委員会議事録記載のとおりであって、例外を適用して理事候補者として推薦するのは今期限りである旨を選考委員会が理事会において説明を行っている。	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 「役員候補者選考委員会規定」内で「役員候補者選考委員会事務局」を設置するよう定め遵守している (2) 現行の役員候補者選考委員の構成は、弁護士1名、医師1名、会社役員1名、他競技経験者1名、当協会事務局長であり、うち1名が女性である。 (3) 構成員5名のうち現職理事は1名である	15.役員候補者選考委員会規程 16.役員候補者選考委員会名簿 17.役員候補者選考委員会議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 役職員及び登録者等については、倫理規程第3条ないし第6条に「法令等の順守」、「遵守事項」、「私的利益の禁止」、「利益相反の防止及び開示」の規程を設け、法令及び関連する諸規程を遵守すること、社会規範に違反しないこと、私的利益を図ってはならないこと、その他不適切な行為を行わないことを定めており、違反者に対しての処分等についても第13条以下にて定めている。	15.役員候補者選考委員会規程 16.役員候補者選考委員会名簿 17.役員候補者選考委員会議事録
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 定款をはじめ、各種規程を整備している。	7.定款 8.協会内規 18.加盟団体規程 19.評議員会運営規則 20.理事会運営規程 21.役員等職権限規程 22.会計処理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要 な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程 を整備しているか	(1) 業務に関する各種規程等を整備している。	8.協会内規 23.個人情報保護方針 24.情報公開規程 25.特定個人情報取扱規程 26.公益通報者保護規程 27.資金運用規程 28.リスク管理規定
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要 な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等 に関する規程を整備して いるか	(1) 役職員の報酬等に関する各種規程等を整備している。	29.役員等報酬規程 30.費用弁償規程 31.役員等退職手当支給規程 32.旅費支給規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要 な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程 を整備しているか	(1) 定款第4章（第6条～第9条）において、資産・会計について定めているほか、各種規程を整備している。	7.定款 22.会計処理規程 27.資金運用規程 33.寄附金取扱規程 34.謝金等基準 35.特定費用準備資金及び資産取得 資金の取扱規程」
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要 な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるため の規程を整備しているか	(1) スポンサーシッププログラムを策定し、当該プログラムに基づきスポンサー獲得に向けて組織的に活動している。	36.スポンサーシッププログラム 37.スポンサーカテゴリー分け 38.財務委員会分析
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合 理的な選考に関する規程そ の他選手の権利保護に関す る規程を整備すること	(1) 強化指定選手及び代表選手選考規程を設け、同規程8条ないし9条において、毎年代表選手選考基準案を策定し理事会の承認を受けることを定めている。 (2) 選手から選考結果について説明を求められた場合等において、当該選手に対し代選考の経緯を個別に説明することを定めている（同規程12条）。また、代表選手選考結果に関する不服申し立てには、日本スポーツ仲裁機構の規程に従い選手の権利保護を図っている (3) 選手選考基準は、強化委員会において原案を作成し、強化本部長の承認を経て理事会に諮る仕組みとなっている。またこの承認権者である強化本部長は、外部有識者を少なくとも2名含む指導者選考委員会により選考されている。	39.強化指定選手及び代表選手選考 規程 40.指導者選考委員会規程 41.2025年各選手権大会代表選手選 考について

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員の審査・認定には、審判委員会規程及び審判委員会細則を設けている。 ・公認審判員の等級及び資格要件については、一定以上の審判技術及びルールに精通したものを審判員として認定する制度を確立している(審判委員会規程第15条)。 ・これにより審判員の公平かつ合理的な選考が行われる仕組みとなっている。 また、令和7年度末を目途に、重要な大会における審判の割り振り等に関する規定の追加を含めて審判委員会規程の改定を行っていく。	42.審判委員会規定 43.審判委員会細則
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 弁護士、会計士と顧問契約を締結し業務遂行上懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。またNF総合支援センターの法務サポートや法人相談サポートも利用している (2) 知識レベルの統一を目指し、令和7年11月頃を目途に役職員を対象としたコンプライアンス研修を予定している。	44.顧問契約書_弁護士 45.業務委託契約書 会計
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1)・(2) 令和7年9月に開催した理事会において、倫理委員会規程を改訂し、「少なくとも1年に1回以上、本協会におけるコンプライアンス強化に係る方針、計画の策定及びその進捗、実施状況の点検、リスクの把握等を目的とした定時倫理委員会を開催する」旨の規定を追加した。 (3) 倫理委員会の委員のうち1名は女性である。	48.倫理委員会規程 49.倫理委員会名簿 46.倫理委員会開催記録
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員会に代わる倫理委員会には弁護士1名が入っている他、大学教授、医師、企業勤務者等の外部有識者を配置している。	49.倫理委員会名簿
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 令和7年6月に役員を改選したことを受けて、新体制の下で令和7年11月を目途にNF役職員向けのコンプライアンス研修を実施する予定である。	50.コンプライアンス研修計画書
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 指導者講習会の中にコンプライアンス研修を含めている。また、強化指定選手に対し合宿中にインテグリティ研修を実施している	51.指導者研修会資料 52.選手向けインテグリティ研修報告： https://www.japan-wrestling.jp/news/202503032875 50.倫理委員会 計画策定資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 毎年開催している審判講習会において、下記の内容を伝えている ・審判の中立性と利害関係の排除（例：自身の指導選手の担当を避ける等） ・パワハラ・セクハラ防止（選手への節度ある接し方、適切な言葉遣い等） ・倫理的判断と公平性の保持（チャレンジ対応、ジュリーとの連携等） また、新規資格取得時の講習や試験の中でも、審判倫理・フェアプレーの重要性に言及している。 これらは現時点では主に講師の口頭説明により実施しており、明文化された資料としては残していないため、今後は資料化を検討する。	63.審判講習会開催記録【11月中提出予定】
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 専門家のサポートについて現状必要な場面が多く、長期的に取組む課題には計画的に、予期せず発生した事案や対応の判断が難しいケースには都度、専門家に依頼している。今後はこれら経緯を踏まえて、3年以内に定期的な検証の実現に向けた体制作りを目指していく (2) 顧問弁護士との契約の他、会計士・税理士、公益法人協会との契約を有している。日常業務でのアドバイスが必要な場面が多く、週数回から月数回のサポートを受けている	44.顧問契約書_弁護士 45.業務委託契約書 会計 53.顧問契約書_税理士（8/29提出予定） 54.専門家サポート体制図
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 会計処理規程、資金運用規程、リスク管理規程等の諸規程を策定している。 (2) 令和7年6月から当協会の監事につき、公認会計士協会から紹介いただいた公認会計士に監査役に就任いただき、財務・経理処理等に関して専門家からの助言・指導を適宜受けられる体制を構築している。 (3) 上記のとおり、令和7年6月からは公認会計士協会から紹介いただいた専門的知見を有する公認会計士に監事に就任いただいております。今後、密にコミュニケーションをとりながら監査報告書を作成いただく予定である。	5.役員名簿 22.会計処理規定 27.資金運用規程 28.リスク管理規定
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国や助成元における要領等の定めに従い、適切に処理している。この点につき、補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている（倫理規程第4条第5項）。また、事務局員1名を国庫補助金等の取扱担当者を選任し、関係各所からの指導を受け、ガイドライン等を遵守するよう引き続き努めている。	22.会計処理規定 47.倫理規程
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 法定備置書類については、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。各種規程、及び各種決算報告をホームページ上で公開している（https://www.japan-wrestling.jp/link）	2.事業計画書 3.収支予算 22.会計処理規定 55.令和6年度 決算報告書 56.令和6年度 事業報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 国際大会代表選考の他、全日本選手権、全日本選抜選手権大会の出場条件を公式サイトで公表している (https://www.japan-wrestling.jp/link) また、選考基準は複数の国内主要大会の結果に基づくため、公表は前年度中に実施している。 選考に関わる各大会要項には、その旨を記載されている	41.2025年各選手権大会代表選手選考について 57.2026年各選手権大会等代表選考について 58.「天皇杯」全日本選手権大会及び「明治杯」全日本選抜選手権大会の参加資格制度等基準
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの自己説明について、ホームページ上で公開している。 (https://www.japan-wrestling.jp/governancecode)	
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 重要な契約に関しては、顧問弁護士に相談のうえ、法的観点から助言を受けたうえで、締結を行う運用を実施している。 (2) 利益相反規程及び利益相反ポリシーを定めている他、私的利益を図ることを禁止している(倫理規程第5条)。	44.顧問契約書_弁護士 (8/29提出予定) 47.倫理規程 59.利益相反ポリシー 60.利益相反規程
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを作成している。	59.利益相反ポリシー
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 公益通報窓口の設置を説明する文書を関係者に配布済みである。またホームページ上での情報提供を行っている (https://www.japan-wrestling.jp/wp-content/uploads/2025/01/%E5%85%AC%E7%9B%8A%E9%80%9A%E5%A0%B1%E7%AA%93%E5%8F%A3%E3%81%AE%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf)。 (2)(3)公益通報者の個人情報保護（通報内容の秘匿を含む）に関する定めを置いている(公益通報者保護規程第16条)。 (4)公益通報の利用を理由とする不利益な取扱いを禁止している(公益通報者保護規程第15条)。	61.公益通報窓口の設置について 62.公益通報者保護規程 47.倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 弁護士資格を持つ法律専門家を公益通報の外部窓口としている。	62.公益通報者保護規程
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 倫理規程にて、禁止行為、処分対象者、処分の内容と手続きを定めている。 (2) 倫理規程において、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、当該倫理規程をホームページ上で公開している(https://www.japan-wrestling.jp/link)。 (3) 倫理規定第13条3項にて、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを定めている。 (4) 倫理規定第16条2項にて、「懲戒処分は会長から対象者に対して書面による通知するものとする。当該通知書面には、本協会の処分に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うものとする旨を記載してこれを送付する。処分結果は、処分対象者に対し、書面にて告知する」ことを規程等に定めている他、倫理規程第18条で、本規程に基づく処分に不服がある場合、被処分者は、本規程第16条2項に基づく通知を受領した日から3か月以内に一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して不服申し立てを行うものとする」旨定めている。	47.倫理規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 倫理規程違反その他懲戒処分は、倫理委員会にて検討するところ、倫理委員会は、弁護士、大学教授、医師等の外部有識者を含む委員で構成され、一定の専門性・中立性を保っている。	47.倫理規程 48.倫理委員会規程 49.倫理委員会名簿
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 懲戒処分に対する不服申し立てについては、一般財団法人スポーツ仲裁機構に対して行うものと規程している(倫理規程第18条)。 (2) 強化指定選手選考の結果または代表選手選考結果に関する不服申立は日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従って解決される旨を規程している(強化指定選手及び代表選手選考規程第13条)。 (3) 令和7年9月開催の理事会において、倫理規程第18条を改訂し、「本規程に基づく処分に不服がある場合、被処分者は、本規程第16条2項に基づく通知を受領した日から3か月以内に一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して不服申し立てを行うものとする。」旨定めており、申立期間につき合理的でない制限は設けていない。	47.倫理規程 39.強化指定選手及び代表選手選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) ホームページ上で倫理規程、強化指定選手及び代表選手選考規程を公開し、スポーツ仲裁が利用可能であることを公開している（ https://www.japan-wrestling.jp/link ）。また、令和7年9月に開催した理事会において倫理規程16条2項を改訂し、今後処分時には、処分対象者に対して書面による個別の通知を徹底していく。	47.倫理規程 39.強化指定選手及び代表選手選考規程
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) リスク管理規程において、協会に対する物理的、経済的並びに信用状のリスクに対する対処方針を定めている。 (2) リスク管理規程で危機管理の場合の対処方針については定めているが、今後、フロー図を作成する等よりわかりやすいマニュアル等の作成を検討する。 (3) リスク管理規定第6条において、緊急事態時の対応の基本方針を定め、もって一連の流れを規定している。今後、規定の改定等充実化を図る。 (4) リスク管理規程第8条において、緊急事態発生時又は緊急事態の発生が予想される場合に危機管理委員会を設置することができる旨定めている。	28.リスク管理規定
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 過去に不祥事が発生した事例においては、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について、監督官庁の助言・指導を受けながら外部専門家を含めた調査委員会を組成し、各案件ごとに対応している。 なお、調査期間においては倫理規程に違反するものとして倫理委員会にて調査及び懲戒処分を決定したものを除いて不祥事案は発生していない。倫理規程違反の各案件は処分通知書記載のとおりであるところ、再発防止策に関しては倫理委員会等の際に口頭で協議はしているものの書面等にはとりまとめていない。 (2) 上記のとおり倫理規程違反の事案に係る再発防止策については倫理委員会で口頭にて対応を協議しているものの書面等でのとりまとめやその検証等を定期的に行っていなかった。令和7年9月開催の理事会において倫理委員会規程を改訂し、少なくとも年1回以上は定時倫理委員会を開催することを規定し、当該委員会において再発防止策の運用状況や定着状況等についてモニタリングを実施し、これを定期的に公表していくよう取り組む。	※ 懲戒処分の処分通知書（三重案件、自衛隊案件2件、下野サンダー案件）【11月中旬に提出予定】

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を	（1）対象期間において該当する事案は発生していない	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）加盟団体の義務を明記するとともに、義務違反が発生した場合の処分について規程している(加盟団体規程第3条、第6条)。 （2）JWFに対して、加盟団体が年度事業計画及び収支予算書、又は年度事業報告及び決算報告書を必要に応じて届け出ることとしている(加盟団体規程第4条)。 （3）今後、新体制の下で、地方組織の役職員向けにコンプライアンス研修をオンラインで実施していくことを計画している。	18.加盟団体規程 64.協会組織図
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）理事の選任に関して、各ブロックから1名の理事を選出するものとし、理事会を通じて、地方組織等の運営者に対する情報提供を実施している。また、ホームページや事務局から、地方組織運営者に対する情報提供も併せて行っている。 また、今後、加盟団体を対象にコンプライアンス研修をオンラインで実施していく方向である	